共　同　研　究　契　約　書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

　（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

　二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権及び国外における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び国外における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに国外における上記各権利に相当する権利

　　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

４　本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

　一　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

　二　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

　三　種苗法に規定する専用利用権

　四　第１項第２号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

　五　プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

　六　第１項第２号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

５　本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第４条第２項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第１及び本契約第４条第２項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

　（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

　　（１）研究題目　○○○の研究

　　（２）研究目的　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　　（３）研究内容　○○○○○○○○○○○○○○○

　　（４）研究分担　別表第１のとおり

　　（５）研究実施場所　茨城大学日立キャンパス及び○○株式会社

　（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○○日までとする。

　（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

　（研究実績報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究に関する実績報告書を、本共同研究完了の翌日から

３０日以内にとりまとめるものとする。

　（ノウハウの指定）

第６条　甲及び乙は、協議のうえ、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

　（研究経費の負担）

第７条　甲及び乙は、それぞれ別表第２に掲げる研究経費を負担するものとし、共同研究に要する経費負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　甲は、甲の施設・設備を本共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

二　乙は、本共同研究遂行のため、前号により甲が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

　（研究経費の納入）

第８条　乙は、別表第２に掲げる研究経費を甲の発行する請求書により、本契約締結後その発行日から起算して３０日以内に甲の指定する銀行口座に納入しなければならない。

２　乙は所定の納入期限までに前項の研究経費を納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

　（経理）

第９条　前条第１項の規定により納付された研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申出があった場合、これに応じなければならない。

　（研究経費により取得した設備等の帰属）

第１０条　別表第２に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

　（施設・設備の提供等）

第１１条　甲及び乙は、別表第３及び別表第４に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

　（研究の中止又は期間の延長）

第１２条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

　（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第１３条　本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第８条第１項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

２　甲は、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。乙が経費を負担できない場合には、本契約の継続について、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　（知的財産権の出願等）

第１４条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

３　甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、それぞれに単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願等の前にあらかじめ乙又は甲の文書による確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分が第２項の規定により甲に帰属した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めたうえで、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

５　乙は、本共同研究の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議のうえ、別途定めるものとする。

　（国外出願）

第１５条　前条の規定は、国外における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「国外出願」という。）についても適用する。

　（甲に単独帰属する知的財産権その１）

第１６条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第１４条第３項及び第４項但し書の規定により甲に単独帰属したときは、乙に対し、相当の期間を定めてその知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）につき、次の各号のいずれかを選択させるものとする。

　一　知的財産権の譲渡

　二　独占実施権の付与

　三　通常実施権の付与

　四　設定登録時まで選択を保留

２　甲は、乙が前項第１号を選択したときは、別に定める譲渡契約を締結する。

３　甲は、乙が第１項第２号を選択したときは、別に定める独占実施権付与の予約契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は乙の負担とする。

４　甲は、乙が第１項第３号を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

５　甲は、乙が第１項第３号又は第４号を選択したときでも、甲に単独帰属する知的財産権を第三者に譲渡又は実施権を付与するときは、乙にあらかじめ通知をし、乙が希望する場合乙と協議しなければならない。

　（甲に単独帰属する知的財産権その２）

第１７条　甲は、甲に単独帰属する知的財産権が出願等の後設定登録されたときは、乙に対し、更に相当の期間を定めてその知的財産権につき、次の各号のいずれかを選択させるものとする（乙が前条第１項第１号を選択した場合を除く。）。

　一　知的財産権の譲渡

　二　独占実施権の付与

　三　通常実施権の付与

　四　実施権の付与不要

２　甲は、乙が前項第１号を選択したときは、別に定める譲渡契約を締結する。

３　甲は、乙が第１項第２号を選択したときは、必要に応じ別に定める独占実施権付与契約又は専用実施権設定契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用は乙の負担とする。

４　甲は、乙が第１項第３号を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

５　甲は、乙が第１項第３号又は第４号を選択したときでも、甲に単独帰属する知的財産権を第三者に譲渡又は実施権を付与するときは、乙にあらかじめ通知をし、乙が希望する場合乙と協議しなければならない。

　（共有に係る知的財産権）

第１８条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第１４条第４項により甲が乙と共有することとなったときは、乙に対し、相当の期間を定めてその共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の持分につき、次の各号のいずれかを選択させるものとする。

　一　甲の共有持分を乙へ譲渡

　二　甲による第三者への実施権の付与の禁止（乙の独占実施）

　三　甲による第三者への実施権の付与について継続協議

　四　甲による第三者への実施権の付与に乙が同意

２　甲は、乙が前項第１号を選択したときは、別に定める持分譲渡契約を締結する。

３　甲は、乙が第１項第２号を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償及び乙が実施した場合の甲の持分に関する実施料の支払い等について定めなければならない。なお、甲の持分に応じた出願等費用は乙の負担とする。

４　甲は、乙が第１項第３号を選択し、協議した結果第１項第２号と同様の結果となったときは前項を準用する。なお、甲の第三者への実施権の付与に乙が同意するまでは、甲の持分に関する出願等費用は乙の負担とする。

５　甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、その許諾者の如何にかかわらず当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

　(情報交換)

第１９条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報及び資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

　（秘密の保持）

第２０条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、開示若しくは提供の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され３０日以内に書面で相手方に対して通知された情報について、別表第１の研究担当者並びに本共同研究遂行に必要な自らの関係者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究者に対し負わせるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

　一　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

　二　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

　三　提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

　四　正当な権限を有する第三者から秘密保持を負わずに適法に取得した情報

　五　秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報

　六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　前２項の有効期限は、本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後３年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（安全保障輸出管理関連法令の遵守）

第２１条　甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供される貨物若しくは技術又は本共同研究による研究成果（以下、あわせて本条において「貨物等」という。）を、輸出又は非居住者若しくは特定類型該当者（「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。）の１（３）サ①、②又は③に該当する居住者）への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令等を遵守し、必要な手続きをとるものとする。

２　甲及び乙は、貨物等を大量破壊兵器等の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的平和及び安全の維持の妨げとなる目的で利用してはならず、又、かかる目的を有する第三者に直接・間接を問わず輸出又は提供してはならない。

　（研究成果の取扱い）

第２２条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し６ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第２０条で規定する秘密保持の義務を遵守したうえで開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の３０日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得たうえで、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後１４日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

　（研究協力者の参加及び協力）

第２３条　甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得たうえで、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第１４条の規定を準用するものとする。

　（契約の解除）

第２４条　甲は、乙が第８条第１項に規定する研究経費を所定の納入期限までに納入しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

　一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

　二　相手方が本契約に違反したとき

　（損害賠償）

第２５条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

　（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第５条及び第６条、第１３条から第２３条、第２５条及び第２８条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

　（協議）

第２７条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

　（裁判管轄）

第２８条　本契約に関する訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　令和〇年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　（甲）　茨城県水戸市文京二丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人茨城大学

適格請求書発行事業者登録番号

T5-0500-0500-1769

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事（総括・財務・企画・評価）　佐川　泰弘

　　　　　　　　　　　　　（乙）　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○　　○○○○

別表第１（第１条、第４条、第２０条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 | ※　○　○　○　○ | 理工学研究科工学野・教授 | ○○○○○○ |
| 乙 | ○　△　△　△　△ | ○○○○○○ | ○○○○○○ |

（注１）甲においては、研究担当代表者には氏名に※印を付すこと。

（注２）乙においては、企業等共同研究員（派遣）（甲において共同して研究を行う企業等機関から派遣される研究担当員をいう。）には氏名に◎を、企業等共同研究員（分担）（企業等機関において研究を行う研究担当者をいう。）には氏名に○を付すこと。

別表第２（第７条、第８条、第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 研　　　究　　　経　　　費 |
| 直　接　経　費 | 間　接　経　費 | 研　　究　　料 |
| 甲 | ○円 |  |  |
| 乙 | ○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額　[適用税率：10%]○○○○円） | ○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額　[適用税率：10%]○○○○円） | （440,000円×○人）○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額　[適用税率：10%]○○○○円） |
| 合計 | ○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額[適用税率10%]：○○○○円） |

（注１）共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は、直接経費の内訳を明記する必要がある。（別紙添付可）

別表第３（第１１条関係） 　甲の施設における共同研究の施設・設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | 設　　　　備 |
| 名　　　称 | 規　　　格 | 数量 |
| 甲 | 茨城大学○○キャンパス |  |  |  |
| 乙 | （乙からの提供物品があるとき） |  |  |  |

別表第４（第１１条関係） 　乙の施設における共同研究の施設・設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | 設　　　　備 |
| 名　　　称 | 規　　　格 | 数量 |
| 乙 | ○○○○○ |  |  |  |